

平成27年7月24日

都道府県バドミントン協会・全国7連盟 事務局 御中

(公財) 日本バドミントン協会  
専務理事 銭谷 欽治

## 公認審判員資格登録継続のための 更新手続受付期間の改定について

平成27年5月23日に開催されました第347回(公財)日本バドミントン協会理事会におきまして標記の改定が下記のように承認されました。

<b>改定前</b>	各級の更新手続可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末(3月末)に切れて、その後の1年間
<b>改定後</b>	各級の更新手続可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末(3月末)に切れる、以前の1年間

(改定理由) 一般的な概念に基づく改定期間に移行するため

(施行日) 平成27年5月23日

(移行措置期間) 平成31年3月31日(平成30年度末)までは、改定された更新手続期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続は受け付ける。